

果樹農家の皆さんへ



## 農薬の残留基準が見直されます 農薬の飛散には一層気をつけましょう

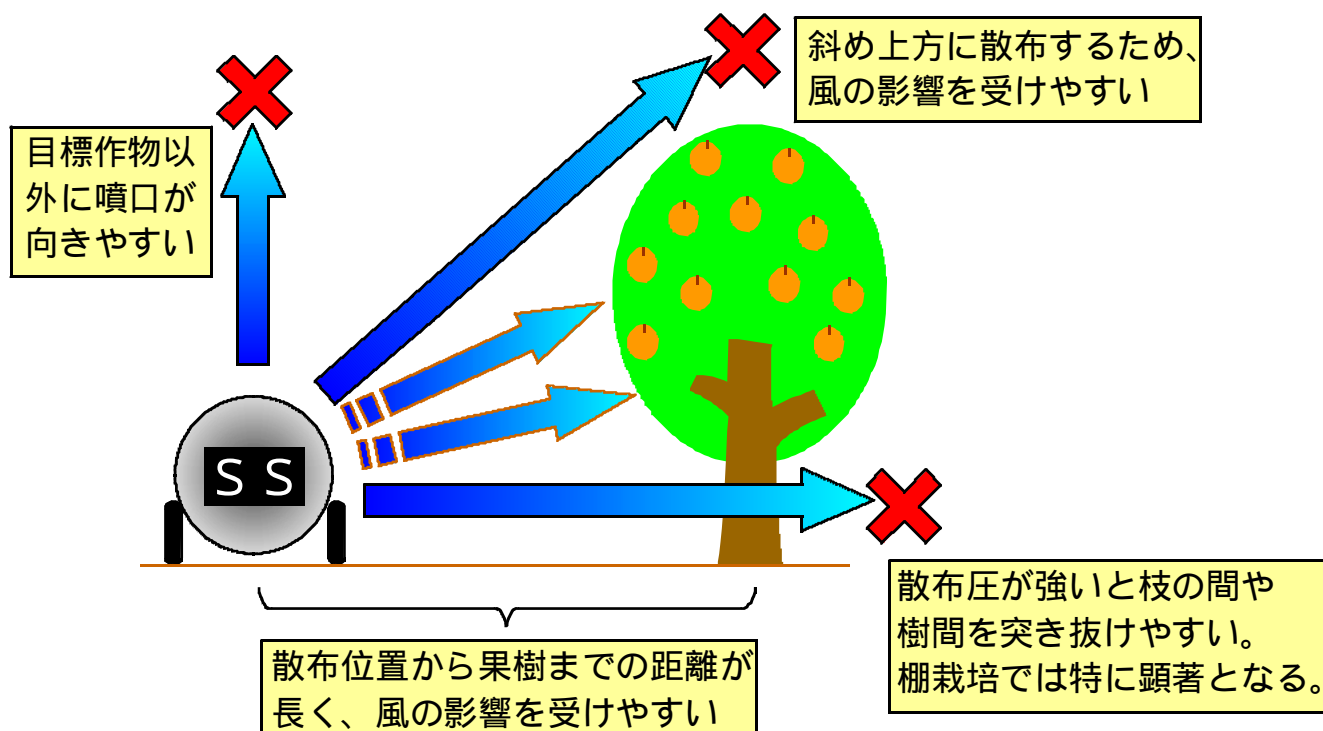
平成18年5月29日に残留農薬の**ポジティブリスト制度**が施行されます。  
残留農薬基準値(暫定基準 含む)のない農薬に一律の基準値(0.01ppm)が適用されます。  
基準値をオーバーした食品は、食品衛生法の規定により流通が原則禁止されます。

[ 国際的な基準(コーデックス基準)や外国の基準を参考にして暫定的に定められた基準]

ポジティブリスト制度の下で、特に留意すべきことは、飛散した農薬が周辺作物に付着しないようにすることです。

果樹の農薬散布は周辺に飛散しやすいことに注意しましょう。

果樹ではスピードスプレーヤ(SS)や、遠くまで飛ぶノズルを付けた動力噴霧機の利用が多く、農薬の到達距離が長くなることから、樹園地周辺の農作物に対する配慮がこれまで以上に必要となります。



# 飛散防止対策のポイント

飛散をできるだけ少なくするため、次の点に心がけましょう

**基本:** 朝夕など風の影響が少ない時間に散布しましょう。  
木の葉や細い枝が絶えず動くようなら、散布は見合わせましょう。

## スピードスプレーヤ(SS)では

送風量は対象果樹に届く必要な範囲で可能な限り少なくしましょう。  
大型SSの大風量では、風下では50m以上、風上でも20m飛散することがあります。  
ノズルの配列に注意し、散布対象がない方向のノズルは止めましょう。  
棚づくりでは側方や下部のノズルを止めるなど、樹園地によって工夫しましょう。  
旋回時は、外側の噴霧を止めましょう。  
樹園地の端の列では、できるだけ低風量で散布しましょう。  
近くに他の作物があれば、手散布に切り替えましょう。

## 動力噴霧機では

散布方向をコントロールできる、適切な位置から散布しましょう。  
ノズルは樹高など用途に応じて使いわけましょう。  
飛散を低減するノズル(ドリフト低減ノズル)もあります。  
低木では、野菜用ノズルで近くから散布する方法もあります。  
樹園地の端部では、外側から内側に散布しましょう。  
傾斜地では、散布圧を高めすぎないように注意しましょう。

## 次の危被害防止対策をとっておくことも大切です

近接する作物の栽培者と連携をとって、散布情報の交換や収穫時期の確認など、お互いに危険回避に協力しましょう。  
近接作物にも適用のある農薬を利用することも検討しましょう。  
樹園地と近接ほ場の境界に、ネットや垣根など遮へい物を設置すると効果的です。  
棚栽培では、横方向の飛散が発生しやすいので、遮へい物は特に有効です。

## ほかにも農薬の飛散防止対策はいろいろあります

栽培方法に応じた飛散防止対策を組み合わせ、少しでも危被害を減らすように努めましょう。

問い合わせ先

最寄りの農業改良普及課

尾張農林水産事務所農業改良普及課	052-961-7211(代)	西三河農林水産事務所安城農業改良普及課	0566-76-2400
同 一宮支所農業改良普及課	0587-21-2511	豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課	0565-36-6639
同課 江南駐在室	0587-56-3703	同課 足助駐在室	0565-62-0502
海部農林水産事務所農業改良普及課	0567-65-4312	新城設楽農林水産事務所農業改良普及課	0536-62-0546
知多農林水産事務所農業改良普及課	0569-21-8111(代)	同 新城農業改良普及課	0536-23-2111(代)
西三河農林水産事務所農業改良普及課	0564-23-1211(代)	東三河農林水産事務所農業改良普及課	0532-63-3529
同課 西尾駐在室	0563-57-4154	同 渥美農業改良普及課	0531-22-0381

農林水産部農業経営課 電話 052-954-6411 (ダイヤルイン)